

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則

〔 平成 19 年 1 月 17 日
大阪府後期高齢者医療広域連合規則第 18 号 〕

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第13号。以下「条例」という。）に基づき、職員の期末手当及び勤勉手当に關し必要な事項を定めるものとする。

（基準日前1か月以内の退職者等で期末手当を支給されない職員）

第2条 条例第20条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において次に掲げる職員であった者

ア 無給休職者（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項第1号及び大阪府後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第5号）第2条の規定に該当して休職にされている職員のうち給与の支給を受けていないものをいう。）

イ 刑事休職者（法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

ウ 停職者（法第29条第1項の規定により停職にされている職員をいう。）

エ 育児休業者（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている職員のうち大阪府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第10号。以下「育児休業条例」という。）第6条第1項に該当する職員以外の職員をいう。）

(2) その退職又は失職の後基準日までの間において条例の適用を受ける職員となった者

(3) その退職に引き続き次に掲げる者となった者

ア 国又は他の地方公共団体の職員（広域連合長の定める者に限る。）

イ アに掲げる職員に準ずると広域連合長が認める者

第3条 基準日前1か月以内において条例の適用を受ける職員としての退職が2回以上ある者について前条の規定を適用する場合には、基準日にもっとも近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

（期末手当基準額等に係る加算を受ける職員及び加算割合）

第4条 条例第20条第4項（条例第23条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上である職員のうち規則で定める職員は、別表第1の職員欄に掲げる職員とする。

2 条例第20条第4項の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分は別表第1の職員欄に掲げる職員の区分とし、同項の100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合は当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合とする。

第5条 条例第20条第4項の規則で定める管理又は監督の地位にある職員は、管理職手当の支給を受ける職員（休職にされている職員のうち条例第29条第1項に掲げる職員

以外の職員を除く。) とする。

2 条例第20条第4項の給料月額に100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合は、次に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合とする。

(1) 大阪府後期高齢者医療広域連合職員の管理職手当に関する規則（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第17号）第3条に定める給料月額に乘ずる割合（以下「管理職手当の支給割合」という。）が100分の25の割合の職を占める職員 100分の23

(2) 管理職手当の支給割合が100分の23の割合の職を占める職員 100分の20

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の15

(期末手当に係る在職期間)

第6条 条例第20条第2項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 第2条第1号ウに掲げる職員として在職した期間については、その全期間

(2) 休職にされていた期間及び育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である職員を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間

3 公務傷病等による休職者（条例第29条第1項の規定の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）であった期間については、前項の規定にかかわらず、除算は行わない。

第7条 基準日以前6か月以内の期間において、次に掲げる者が条例の適用を受ける職員となった場合（引き続き条例の適用を受ける職員となった場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間（非常勤職員で勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者として在職した期間以外の期間を除く。）は、前条第1項の在職期間に算入する。

(1) 国又は他の地方公共団体の職員（広域連合長の定める者に限る。）

(2) 前号に掲げる職員に準ずると広域連合長が認める者

2 前項の期間の算定については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(一時差止処分に係る在職期間)

第8条 条例第21条及び第22条（これらの規定を条例第23条第4項において準用する場合を含む。）に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前条第1項各号に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となった場合は、同項各号に掲げる者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

(期末手当及び勤勉手当の一時差止め)

第9条 条例第22条第2項（条例第23条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による通知は、期末手当及び勤勉手当支給一時差止処分書（様式第1号）又は期末手当支給一時差止処分書（様式第2号）によってしなければならない。

第10条 条例第22条第7項（条例第23条第4項において準用する場合を含む。）の規定による説明書の交付は、次に掲げる事項を記載した処分説明書（様式第3号）によつ

てしなければならない。

- (1) 条例第22条第2項に規定する一時差止処分（以下「一時差止処分」という。）の処分者
- (2) 一時差止処分を受けるべき者（以下「被処分者」という。）の氏名
- (3) 被処分者の採用年月日及び離職年月日
- (4) 処分の対象となる手当名
- (5) 被処分者の離職の日における勤務公署、職名及び給料月額
- (6) 一時差止処分の理由及び被処分者が犯したと思料される犯罪に係る罰条
- (7) 一時差止処分の発令年月日

第11条 条例第22条第8項前段（条例第23条第4項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した一時差止処分の実施に関する通知書（様式第4号）によってしなければならない。

- (1) 被処分者の氏名、生年月日及び住所
- (2) 被処分者の採用年月日及び離職年月日
- (3) 処分の対象となる手当名
- (4) 被処分者の離職の日における勤務公署、職名及び給料月額
- (5) 被疑事実の要旨及び被処分者が犯したと思料される犯罪に係る罰条
- (6) 被処分者から事情を聴取した年月日及びその供述の要旨
- (7) 一時差止処分の発令予定年月日
- (8) その他参考となるべき事項

第12条 条例第22条第8項後段（条例第23条第4項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した一時差止処分の取消しに関する通知書（様式第5号）により、期末手当及び勤勉手当支給一時差止処分書又は期末手当支給一時差止処分書及び処分説明書の写しを添付してしなければならない。

- (1) 一時差止処分を受けた者の氏名
- (2) 取り消した一時差止処分の発令年月日
- (3) 一時差止処分を取り消した年月日及びその理由
- (4) 支払った期末手当又は勤勉手当の額及び支払年月日
- (5) その他参考となるべき事項

（基準日前1か月以内の退職者等で勤勉手当を支給されない職員）

第13条 条例第23条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において次に掲げる職員であった者
 - ア 休職者。ただし、公務傷病等による休職者を除く。
 - イ 第2条第1号ウに該当する者
 - ウ 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち育児休業条例第6条第2項に該当する職員以外の職員
- (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる者

2 第3条の規定は、前項の場合に準用する。

（勤勉手当の支給割合の基準）

第14条 条例第23条第2項の規則で定める基準は、次条に規定する職員の勤務期間に

よる割合（同条において「期間率」という。）に第18条に規定する職員の勤務成績による割合（同条において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

（勤勉手当の期間率）

第15条 期間率は、基準日以前6か月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第2に定める割合とする。

（勤勉手当に係る勤務期間）

第16条 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 第2条第1号ウに掲げる職員として在職した期間
- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間（公務傷病等による休職者であった期間を除く。）
- (4) 条例第26条の規定により給与を減額された期間
- (5) 負傷又は疾病により勤務しなかった期間（前号に掲げる期間に該当する期間、公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病により勤務しなかった期間及び結核性疾患のため就業を禁止されたことにより勤務しなかった期間を除く。）から大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第9号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項及び第3項並びに第4条の規定により定められた週休日並びに条例第17条第1項に規定する休日（以下「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (6) 勤務時間条例第15条第1項に規定する介護休暇を与えられて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (7) 育児休業法第9条第1項の規定による部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間
- (8) 法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間
- (9) 基準日以前6か月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかるわらず、その全期間

第17条 第7条第1項の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。

2 前項の期間の算定については、前条第2項各号に掲げる期間に相当する期間は、在職しなかった期間とみなす。

（勤勉手当の成績率）

第18条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、広域連合長が定めるものとする。

- (1) 条例第20条第2項に規定する特定幹部職員 100分の180
- (2) 特定幹部職員以外の職員 100分の140

（期末手当等の支給日）

第19条 条例第20条第1項及び第23条第1項の規則で定める日は、次の各号に掲げる基準日の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、その日が土曜日に当たるときはその日の前日とし、日曜日に当たるときはその日の前々日とする。

- (1) 6月1日 6月30日
- (2) 12月1日 12月10日

(端数計算)

第20条 条例第20条第2項の期末手当基礎額又は第23条第2項の勤勉手当基礎額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該期末手当基礎額又は勤勉手当基礎額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年規則第6号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

職員	加算割合
職務の級8級以上の職員	100分の20
職務の級7級及び6級の職員	100分の15
職務の級5級及び4級の職員	100分の10(職務の級4級の職員のうち 広域連合長が別に定める職員にあっては1 00分の5)
職務の級3級の職員(広域連合長が 定める職員に限る。)	100分の5

別表第2（第15条関係）

勤務期間	割合
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60
3か月以上3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上3か月未満	100分の40
2か月以上2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上2か月未満	100分の20
1か月以上1か月15日未満	100分の15
15日以上1か月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

様式第1号（第9条関係）

期末手当及び勤勉手当支給一時差止処分書

年　月　日

(被処分者) あて

(一時差止処分者) 印

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第22条第1項及び同条例第23条第4項において準用する同条例第22条第1項の規定により、期末手当及び勤勉手当の支給を一時差し止めます。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に(1)に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2)に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府後期高齢者医療広域連合を被告として（被告を代表する者は、大阪府後期高齢者医療広域連合長）提起することができます（なお、この処分書を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、その決定の送達を受けた日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

備考 (1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁をそれぞれ記載する。

様式第2号（第9条関係）

期末手当支給一時差止処分書

年　月　日

（被処分者）　　あて

（一時差止処分者）　印

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第22条第1項の規定により、期末手当の支給を一時差し止めます。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に(1)に対してすることができます。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2)に対してこの処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大阪府後期高齢者医療広域連合を被告として（被告を代表する者は、大阪府後期高齢者医療広域連合長）提起することができます（なお、この処分書を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（なお、その決定の送達を受けた日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

備考　(1)には不服申立てをすべき行政庁を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき行政庁をそれぞれ記載する。

様式第3号（第10条関係）

処分説明書

(一時差止処分を受ける者)

(採用年月日) 年 月 日	処分の対象となる手当 (期末手当及び勤勉手当・期末手当)
(離職年月日) 年 月 日	
(離職時の所属)	
(離職時の職名)	(離職時の給料月額) 円 (級 号給)
(一時差止処分の理由)	
(思料される犯罪に係る罰条：)	
(処分発令年月日) 年 月 日	
(一時差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差し止められている期末手当又は勤勉手当が支給されます。	
1 この処分の理由となった行為に係る刑事事件に ^し 禁錮以上の刑に処せられなかつた場合 2 この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合 3 被処分者が在職期間中の行為に係る刑事事件に ^し 起訴をされることなくこの処分に係る期末手当又は勤勉手当の基準日から起算して1年を経過した場合（ただし、被処分者が在職期間中の行為に ^し 現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。） 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当又は勤勉手当の支給を差し止める必要がなくなつたと認める場合	
年 月 日 (一時差止処分者) 印	

様式第4号（第11条関係）その1

一時差止処分の実施に関する通知書

年　月　日

広域連合長　　あて

(一時差止処分者)　印

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第22条第1項及び同条例第23条第4項において準用する同条例第22条第1項の規定により一時差止処分を行うので、同条例第22条第8項及び同条例第23条第4項において準用する同条例第22条第8項の規定により通知します。

被処分者に関する事項			
氏名		生年月日	年　月　日
住所			
採用年月日	年　月　日	処分の対象となる手当	期末手当及び勤勉手当
離職年月日	年　月　日		
所属			
職名		給料月額	円 (　級　号給)
一時差止処分に関する事項			
被疑事実の要旨	(思料される犯罪に係る罰条：)		
被処分者の供述の要旨	(事情聴取：年　月　日)		
一時差止処分の発令予定年月日	年　月　日		
参考事項			

その2

一時差止処分の実施に関する通知書

年 月 日

広域連合長 あて

(一時差止処分者) 印

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第22条第1項の規定により一時差止処分を行うので、同条第8項の規定により通知します。

被処分者に関する事項			
氏名		生年月日	年 月 日
住所			
採用年月日	年 月 日	処分の対象となる手当	期末手当
離職年月日	年 月 日		
所属			
職名		給料月額	円 (級 号給)
一時差止処分に関する事項			
被疑事実の要旨	(思料される犯罪に係る罰条 :)		
被処分者の供述の要旨	(事情聴取 : 年 月 日)		
一時差止処分の発令予定 年月日	年 月 日		
参考事項			

様式第5号（第12条関係）その1

一時差止処分の取消しに関する通知書

年　月　日

広域連合長　　あて

(一時差止処分者)　印

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第22条第5項（第6項）及び同条例第23条第4項において準用する同条例第22条第5項（第6項）の規定により一時差止処分を取り消したので、同条例第22条第8項及び同条例第23条第4項において準用する同条例第22条第8項の規定により通知します。

被処分者の氏名	
一時差止処分の発令年月日	年　月　日
一時差止処分を取り消した年月日	年　月　日
一時差止処分を取り消した理由	
支払った期末手当及び勤勉手当の額	期末手当　　円 勤勉手当　　円 (支払年月日：　年　月　日)
参考事項	

その2

一時差止処分の取消しに関する通知書

年　月　日

広域連合長　　あて

(一時差止処分者)　印

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例第22条第5項（第6項）の規定により一時差止処分を取り消したので、同条第8項の規定により通知します。

被処分者の氏名	
一時差止処分の発令年月日	年　月　日
一時差止処分を取り消した年月日	年　月　日
一時差止処分を取り消した理由	
支払った期末手当の額	円 (支払年月日：　　年　月　日)
参考事項	